時間単位での不就業を取得する際取得した時間の中で休憩時間を設定している場合、休憩時間が優先して計上されます。

例）休憩時間 12:00 ~ 13:00 ,不就業時間 11:00 ~ 14:00 の場合
休憩時間が優先されるため、不就業の取得時間は2時間となります。

